

# 狭い道路を拡幅整備して快適で安全なまちづくり

## 〰〰〰 狭い道路の拡幅整備に御協力ください。〰〰〰

道路は、単に通行のために必要というだけでなく、地震や火災などの災害から財産や生命を守るため、また、日照や通風を確保して健康的な生活を営むために重要な役割を担っています。

しかし、その道路が狭い場合は、通行に不便だけでなく安全上、衛生上問題があります。そこで市では平成16年度から、快適で安全なまちづくりのため、狭い道路の拡幅整備を推進していくことといたしました。

### 「狭い道路」とは？

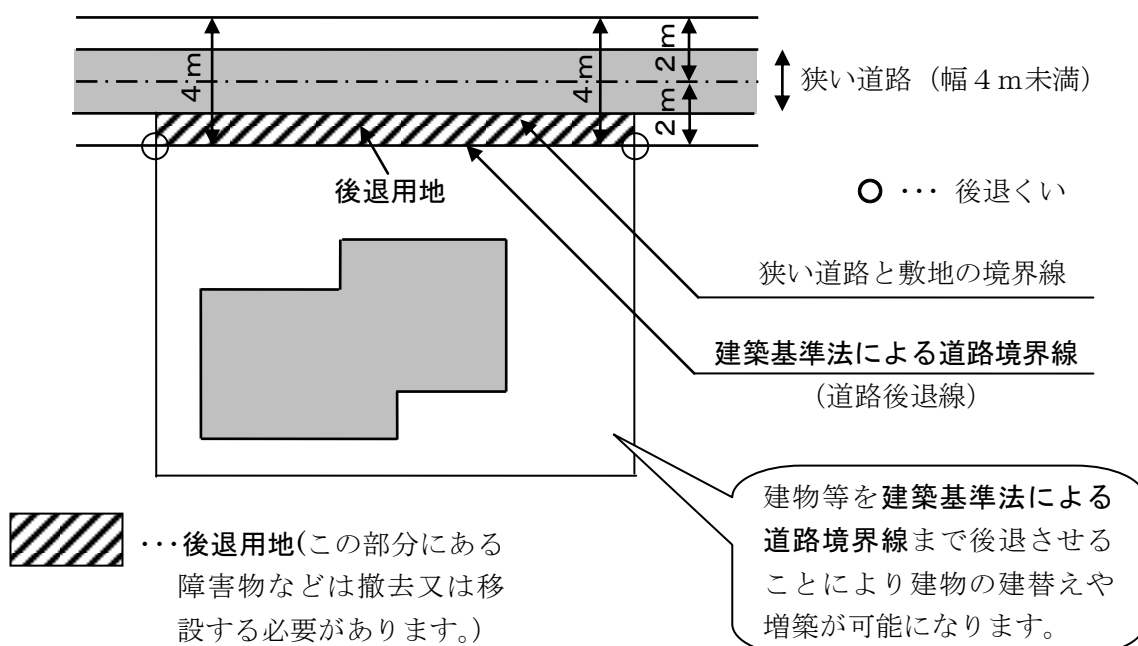
「狭い道路」とは、建築基準法第42条第2項の規定に該当する幅が4m未満の道路のことをいいます。

建築基準法では、幅が4m以上ある道路に敷地が2m以上接していなければ、家を建てることはできません（建て替える場合も同じです）。しかし、市内には、幅が4m未満であるにもかかわらず昔から家が立ち並んでいる狭い道路がたくさんあります。

建築基準法の原則に従えば、これらの狭い道路に立ち並んでいる家は、建て替えができないこととなります。しかし、それでは影響が大きいため、それらの建物を救済するために、建築基準法第42条第2項の規定が設けられました。

この救済規定により、道路の中心から2mの線が道路の境界線とみなされます。\*

※ 道路に沿ってがけ、水面等がある場合は、片側へ4m。



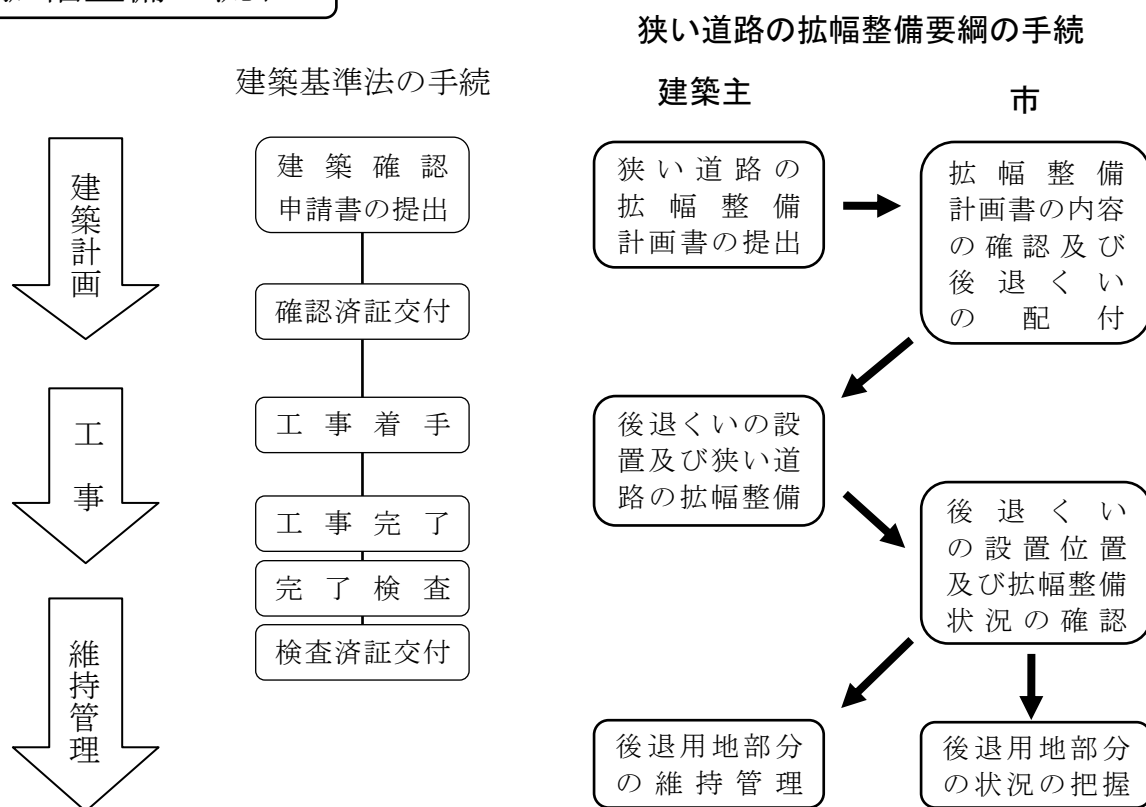
## 建築主、設計者の方へ3つのお願い

- 1 狭い道路の拡幅整備計画書を提出してください。
- 2 敷地に、後退くいを設置してください。
- 3 狭い道路の拡幅整備に御協力ください。

### 建築主の方にやっていただくことの内容

- ① 「狭い道路の拡幅整備計画書（要綱第3号様式）」を、建築確認申請時等に併せて提出してください。
- ② 計画書に基づき配付された「後退くい」を「建築基準法による道路境界線（道路後退線）」に設置してください。
- ③ 現況の道路境界線と「建築基準法による道路境界線」の間の土地（後退用地）は、法律上道路の扱いとなりますので、建物、門、塀を造ることができないのはもちろんのこと、それ以外の段差、植込みなどの障害物についても、快適で安全なまちづくりのため、率先して撤去や移設などによる整備をお願いします。

## 拡幅整備の流れ



狭い道路の拡幅整備を推進するのは建築主の皆さんです

拡幅整備の内容等につきましては、「伊東市狭い道路の拡幅整備に関する要綱」をご覧ください。